

# 議案第15号

## 平成29年度事業計画決定の件

上記の事業計画案を策定したので、承認を求める。

### 平成29年度事業計画（案）

#### 1. はじめに

(1) 本年1月20日、ドナルド・トランプ氏が第45代アメリカ合衆国大統領に就任し、演説では「アメリカ・ファースト」を掲げた。

「不透明」という常套句が今ほどマッチする時代はないであろう。

政治・経済が優先され、本来何よりも優先されるべき個人の尊厳が二の次とされる風潮にある今こそ、我々司法書士は人権の尊重を意識しながら行動すべきである。

(2) 司法書士界において当会の存在意義とはなんだろうか。それは全国の単位会におけるリーダー会であるということである。かかる観点から、①空き家問題、②法定相続情報証明制度、③司法書士法改正、④被災された方々に対する支援等に関しオピニオンリーダーとして積極的に提言していかなければならない。

(3) 次に東京司法書士会という組織そのものを検証すると、①まず何よりも求心力のある組織でなければならない、②機能的な組織でなければならない、③情報が共有できる組織でなければならない、④「ベクトルを一つに」を標榜し、関連団体と協働できる組織でなければならない等の命題があり、それを実現すべく会務を執行していくべきである。

2. 当会は、次のような基本姿勢に基づき、司法書士の法律家としての専門性を確立することをもって司法書士が不可欠な人的資源であるとの社会的認知をより強固にすることを目指す。

(1) 市民に密着した法律家として、人権を擁護し、市民の生活の安定を図る。

(2) 司法書士の社会的な存在意義とその位置付けを明確にし、執務の在り方を検討し、市民の権利保護に資することを目的とした職務整備及び組織改善を図る。

(3) 司法書士業務の遂行にあたり法令、会則等を遵守し、高度な専門性を確立する。

(4) 高度な職業倫理の構築と資質の向上を図るため、研修事業を充実させる。

(5) 会員に対する適正な執務指導を徹底して品位の保持を図り、もって自治基盤の確立を目指す。

#### 3. 事業方針

本年度も、基本的には従来の方針を継続しつつ、その一層の充実、改善を図りながら、以下の事業を重点事項とし遂行する。

##### (1) 法改正対策

民法、会社法、不動産登記法、商業登記法をはじめとする、業務に関連する法令の改正につ

いての動向を注視し、必要な対応を行う。とりわけ不動産登記法については、次期改正を見据え、その情報収集及び研究を行う。

日司連が、喫緊の課題としている司法書士法改正については、当会が制度を牽引すべく引き続き検討を継続する。

法令改正後の会員の業務に支障なきよう、業務に関する研修も時宜に応じて、遺漏なきよう努める。

オンライン申請の普及、促進につき、法務局に対して情報を提供する等して、オンライン申請のより良い環境整備に努める。

平成29年5月下旬に予定されている不動産登記規則の一部改正（法定相続情報証明制度の新設）については、司法書士がその制度の担い手となるべく、制度運用について積極的に提言を行っていく。

## （2）司法・司法書士制度対策

司法書士倫理規範の更なる周知徹底を図り、高い倫理性の維持、向上を目的とする、司法書士倫理規範の修得を中心とする年次制研修を実施し、会員の執務指導を行い、不正職務の防止に最善を尽くす。

「東京司法書士会司法書士総合相談センター」を中心に、司法書士による法律相談事業の効率的な運営を図る。また、総合法律支援法に基づく法律支援の実施に協力し、日本司法支援センター事業へのより主体的な関与を図る。

司法書士会による裁判外紛争解決機関である「東京司法書士会調停センター（すてつき）」のより一層の充実を図り、その広報に努める。

司法制度改革の中での司法書士の位置付け、存在意義を再検証し、空き家問題、相続登記の未了問題等の諸課題についての対応を図ることによって、司法書士制度の社会的有用性をアピールする。

また、裁判業務及び簡裁訴訟代理等関係業務に関しても、司法書士の必要性を、より一層確立していく。

## （3）非司法書士行為の排除

非司法書士行為に対して、積極的な情報収集及び調査の徹底に努め、厳正に対処する。

## （4）組織改善対策

司法制度改革、規制改革の動きの中で、より一層、司法書士制度の発展に資する会の組織、機構や、事業のあり方を検討する。

また、会内合意形成過程の透明性を実現するため、会議の情報公開などに努める。

さらに、多くの会員の意見が会務執行に反映されるよう、会員との対話集会を、引き続き開催する。

## （5）成年後見制度への対応

リーガルサポート東京支部と協働し、成年後見制度における司法書士に対する社会的要請に応えるために、より積極的な対応を図るとともに、会員の不正業務の再発防止に努める。

## （6）社会問題への対応

社会問題化している空き家問題・所有者不明の不動産の問題において、司法書士がその問題解決の一助となるための方策を検討し提言を行う。また、権利擁護を含む人権擁護に関する問題への対応、自治体の対策会議や相談窓口との相互連携の強化、充実を図り、自死予防対策を

含む多重債務問題解決のための活動を積極的に行う。その他、消費者問題については、消費者庁の動向にも呼応し、地方消費者行政の充実等を求めるなど、消費者被害を防ぐための提言や活動を行い、社会に多く生起する消費者問題に迅速、適切に対応する。

(7) 東日本大震災からの復興への対応

関連団体と連携を図り、東日本大震災復興支援対策本部及び東日本大震災相談対策委員会において、被災地及び仮設住宅等における適切な施策を実施するとともに、被災地及び被災会と直接連絡を取りながら、現場の要請を最優先とした支援を行う。

(8) 司法書士不在地域対策

島嶼地域などにおける司法書士不在地域において、リーガルサービスへのニーズに対応するため、地元自治体等と連携をとりながら、引き続き相談事業を行う。

(9) 事業の検証

当会の事業を継続的に見直し、効率的な事業運営を行う。

(10) 司法書士制度広報

一般市民における司法書士の知名度の更なる向上を目指し、多様な広報ツールやメディアの活用により、司法書士制度の広報に努める。

以上の観点から計画した事業の詳細は、次に掲げるとおりである。